

長久手市中小企業者等支援補助金

市内事業者が新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え実施する経営改善（雇用確保・販路拡大・研修受講）に係る経費の一部を補助します。

補助対象

長久手市内に店舗・事業所を有し、事業を営む中小企業者（法人または個人事業主）

補助対象事業

【雇用確保】（市内店舗・事業所で働く人材の確保のための費用に限ります）

- ア 就職フェア、合同企業説明会等の出展費用
- イ 就職情報誌、就職情報サイト等の従業員募集記事の掲載料
- ウ その他、雇用確保を目的とした事業の費用
（例）有料職業紹介事業者の成功報酬

【販路拡大】

- ア 自らの製品や技術について見本市、展示会等の出展費用
- イ 自らの事業に関するホームページの開設・改修の費用
- ウ その他、販路拡大を目的とした事業の費用
（例）市内店舗の宣伝のためのチラシ作成費用

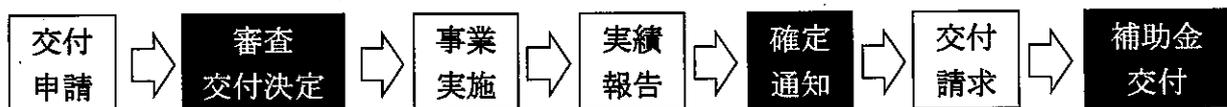
【研修費用】

- 研修受講料
（市内の事業所に属する経営者及び従業員が受講するもので、かつ修了証書又は受講証明書等が受領可能なもの）

補助率及び補助上限額

- ・補助対象事業に係る経費の1/2、上限10万円
- ・申請は1事業者あたり年度につき1回限り

補助金交付までの流れ



申請期間

- 交付申請：令和4年7月29日から12月28日まで（当日消印有効）
- 実施期間：交付決定後、令和5年1月31日までに実施し、支払いまで完了したものを対象とします。
- 実績報告期間：支払いを完了した日から30日以内に提出してください。

※令和4年4月1日から7月28日までの期間で既に事業を実施した場合は、8月31日までに申請及び実績の報告をしていただければ遡って補助対象とします。